

筆者は、2008年7月5日に開催された慶應EU研究会において報告の機会を与えられた。以下は、この報告の成果と課題である。

報告の論題は、「差別的国内税の規律をめぐるEC法とWTO法との内容連関 GATT第3条とEC条約第90条との比較分析を通じて」である。報告の検討点は、WTO発足以来ECが原加盟国として国際通商体制に参加してきたところ、このECが市場統合を通じて積み重ねてきた経験やEC法解釈はWTOにどのように投影されているかである。とりわけ、ECにおける差別的国内税の禁止(EC条約90条)とWTOにおける内国民待遇原則(GATT3条2項)は類似の規定内容を持ち、さらにWTO紛争解決手続における差別的・保護主義的な内国酒税制度をめぐる紛争ではECが申立国となって権利主張を行っている。これら規律を取り上げ、EC法がWTO法の発展にどのような影響を及ぼしてきたのかを明らかにすること、これを報告の狙いとした。

報告では次の諸点を強調した。

差別的国内税の禁止に関してEC法の規律内容をWTO法に移出させようとする圧力が発生するメカニズムについてである。欧州司法裁判所は、1970年代まではECの対外共通関税における関税分類を標準として輸入産品と国内産品が同種であるかを審査してきた。この審査方法による場合、域外産品もEC加盟国産品も同じ製品分類に従うので、EC域内外の産品についての待遇格差は生じない。しかし、1970年代後半よりEC法にいう同種の産品の範囲は、共同市場の創設という目的と結びつけて広く解釈されるようになった。つまり、「消費者の目からして同じ特質をもち、同じ要求を満たす製品」と解釈され、さまざまな蒸留酒の同種性をめぐる判例では加盟国内国税制措置のEC法違反が認定された。これは、域外から輸入された産品の競争条件の改善も副次的にもたらすことになった。結果、域外国との関係での市場アクセスの均衡を回復させるという動機が働き、これがWTO紛争解決手続を通じて蒸留酒の同種性に関する判断をWTO法においても取り入れさせようとするECからの圧力要因として機能した。この圧力は、WTOでの関連事件においてはとくに一国市場における競争動向に関する分析、および、直接競争代替産品(GATT3条2項2文)の解釈に投影されることになった。

以上の報告と質疑を通じてさらに次のような課題が見えてきた。第一は、内国酒税の場合にとどまらず、どのような条件の下でEC法とWTO法との相互影響が作用するのかを法的視点から理論的な次元で捉えるという課題である。第二は、例外規定(GATT20条)を持つGATTの場合と類似の例外規定を持たないEC条約の場合とでは関連規定の法解釈に違いが残り、この点をどのように評価するかという課題である。

* 早稲田大学大学院博士後期課程、立正大学非常勤講師